

2024年8月20日

株主各位

東京都千代田区九段北四丁目3番29号  
ニチレキ株式会社  
代表取締役社長 小幡 学

## 吸収分割公告

当社は、2024年6月27日開催の定時株主総会において、2024年10月1日を効力発生日として、吸収分割によりニチレキ分割準備株式会社（住所：東京都千代田区九段北四丁目3番29号。2024年10月1日付で商号を「ニチレキ株式会社」に変更予定。）に対して、当社の営む一切の事業（当社が株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理、グループ運営に関する事業及び不動産の管理・賃貸に関する事業を除く。）に関して有する権利義務を承継させること（以下「本吸収分割」といいます。）を決議しましたので、これを公告いたします。

本吸収分割に伴い、当社は、同年10月1日付で商号を「ニチレキグループ株式会社」に変更し、持株会社体制へ移行いたします。

本吸収分割に伴い、会社法第785条第1項の規定に基づき、本吸収分割に反対し、かつ、当社株式の買取を請求される株主様は、本吸収分割の効力発生日の20日前の日（同年9月11日）から効力発生日の前日（同年9月30日）までの間に、当社に対して、その旨、買取請求者（株主様）の氏名または名称、住所、ご連絡先の電話番号、株式買取請求に係る株式の数及び買取請求者の加入者口座コードを、署名または記名押印した書面（様式自由）により以下の郵送先宛にご通知ください。

さらに、このご通知にあたり、株主様の振替口座を開設している口座管理機関（以下「証券会社等」といいます。）に対して、個別株主通知の申出の取次ぎの請求及び買取請求に係る株式の下記の当社買取口座への振替申請の手続を行っていただいたうえ、当該証券会社等から受領する個別株主通知受付票及び本人確認書類を、当社にお送りいただく書面に添付していただきますようお願い申し上げます。

なお、同年9月30日までに以下の当社買取口座への振替を完了していただけない場合には、株式買取請求権を行使いただけないこととなります。振替に必要な期間は証券会社等により異なりますので、お早めにご利用の証券会社等にお問い合わせください。

### 記

(郵送先) 〒102-8222 東京都千代田区九段北四丁目3番29号  
ニチレキ株式会社 総務部

(当社買取口座)

振替先口座（買取口座）管理機関	三井住友信託銀行株式会社
口座名義人	ニチレキ株式会社
加入者口座コード	002947300285969000030

以上